

## 西海市教育委員会（令和8年第2回定例会）会議録

期 日： 令和8年2月20日（金） 午後1時30分開会

場 所： 西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範  
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹  
教育総務課 課長 吉浦 和也  
課長補佐 熊本 英哲、山下 健悟  
副参事 長岡 竜児  
学校教育課 課長 高尾 晃  
参事 尾畑 幸二  
社会教育課 課長 尾崎 淳也  
課長補佐 白濱 義晴、岩下 淳

傍聴者： なし

### 1. 開会

○教育長

それでは、令和8年第2回定例会教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に北島委員、谷口委員を指名いたします。

なお、会議録は、各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

### 3. 会期決定について

○教育長

次に、会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りといたしますがご異議はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

#### 4. 教育長諸報告

##### ○教育長

続きまして、諸報告を行います。お手元の教育長一般報告2月分をご覧ください。

月日	曜	項目
1月26日	月	令和8年第1回市議会臨時会
1月27日	火	第1回第三期教育振興基本計画策定委員会
1月29日	木	第4回長崎県都市教育長協議会
1月30日	金	大瀬戸小学校 公開授業・研究発表会
1月31日	土	第21回西海市少年の主張大会
2月3日	火	防災まちづくり構想検討委員会
		初任者研修第2回実施運営委員会
2月4日	水	十八親和銀行訪問
2月5日	木	第7回西海市部活動の地域移行あり方検討委員会
2月6日 9日 12日	金 月 木	校長最終面談
2月6日	金	J1百年構想リーグ開幕戦
2月7日	土	第8回さいかいミュージックフェス
2月9日	月	西海市民生委員推薦会
2月13日	金	校長会役員教育委員会合同会議
2月19日	木	第3回学力向上推進会議

簡単ですが、2月の一般報告は以上となります。ただいまの報告につきまして何か質疑等ございますか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それでは以上で諸報告を終わります。ただいまから議事に入ります。

#### 5. 議事

【日程第1】議案第5号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第7号）」

##### ○教育長

日程第1、議案第5号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第7号）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

今月の定例教育委員会、そして来月の定例教育委員会は、どうしても議案数が多くなってきます。できるだけ簡素な説明に努めたいと思うんですが、じっくりと時間をかけて説明すべき内容もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第5号ですが、議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第7号）になります。本議案の提案理由ですが、令和7年度西海市一般会計補正予算第7号中、教育費の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文につきましては、下段のほうに記載しております。

2ページを開いていただひてよろしいでしょうか。2ページが補正予算の総括表になります。今回補正を行っている内容ですが、教育総務費の事務局費、これにつきましては、西海地区スクールバス運行事業基金というのをござひますが、これに積立金を積増しをするというものです。1,854万9000円ということで、現計予算においてもすでに3,000万円を積立てする予定にしておりますが、この積立の要因ですけれども、財源といたしまして、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源にしております。現計予算において、他の事業にこの交付金を充てる予定にしていたところ、他の事業がすでにもう完了して不用額が出ているということで、その不用額をこのスクールバスの運行事業基金の方に積増す、金額を増やすという補正予算になっております。

また、2項小学校費の3目学校建設費では、小学校遊具更新事業を1,285万3,000円計上するものです。これにつきましては、本年度当初予算でこの事業を計画していたところだったんですが、財源が過疎対策事業債、要は起債を予定してござひまして、当初予算ではどうしてもその枠が他の事業の関係もあつて使えないということで、当初予算での計上は見送っていたところなんですが、その起債の、県あるいは財務省との協議の中で、2次協議というのをござひます。その2次協議で最終的にこの事業に充てる枠を確保できたということで、今回予算を計上して事業を執行するという形になります。なお、3ページに第2表として繰越明許費というのを計上しております。小学校遊具更新事業については、予算計上した額をそのまま来年度、令和8年度に繰越して執行するという形になっております。

実際の遊具の更新内容なんですけれども、対象の学校については9校で、具体的な遊具の中身ですが、雲梯を6基、ブランコを1基、ジャングルジムを2基、すべり台を1台整備するというので、今年の年末、12月末までの完成を見込んでいるところなんです。提案理由等につきましては以上でござひます。

○教育長

ただいま議案第5号の説明がございましたが、質疑等はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第5号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第7号)」は、原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第6号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和8年度教育費予算)」

○教育長

日程第2、議案第6号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和8年度教育費予算)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和8年度教育費予算)、本議案の提案理由ですが、令和8年度西海市一般会計予算中、教育費の予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文については、下段のほうに記載をしております。2ページ、3ページをお開きください。ここからが来年度当初予算の内容になります。来年度の予算で増減が大きかったもの、そして新規事業等を中心に説明させていただきたいと思います。

まず、1項教育総務費の2目事務局費ですが、これについては、前年度から比較しまして、1,158万5,000円の増額となっております。増額の主な要因ですが、西彼中学校に運行をしておりますスクールバス、マイクロバスが2台ございます。その2台の更新を来年度予定しているところです。事業費として1,961万9,000円を予定しておりますが、それが主な増減の理由になります。なお、この事務局費の主な内容の中で、西海市あらかぶ奨学資金貸付基金積立金という記載がありますが、奨学資金を奨学金と、資という字の削除をお願いしたいと思います。基金の名称、これは変更する予定にしております。これにつきましては、後もつての議案で説明をさせていただきたいと思います。

次に小学校費に移ります。小学校費の2目、教育振興費ですが、GIGAスクール構想推進事業7,415万6,000円。これが教育振興費の増額の主な内容となっております。これにつきましては、各小中学校に児童生徒用にタブレット端末を配布しておりますが、これについて一斉に更新をする、新しいものに変えていくということで、国の補助金等を活用して来年度更新予定となっております。

次に、3目学校建設費ですが、これについては2つの事業とも新規事業になります。西彼

北小学校施設等整備事業、雪浦小学校施設等整備事業、これについては校舎の整備事業になります。事業費につきましては記載のとおりで、後ほど新規普通建設事業の説明の中で触れさせていただきますと思います。

次に、3項中学校費に移ります。これも小学校費同様に、2目教育振興費で、GIGAスクール構想推進事業として3,830万3,000円。これも1人1台端末の更新にかかる経費となります。また、3目学校建設費で、大瀬戸中学校施設等整備事業で、1千とんで55万9,000円を計上しております。これにつきましては、大瀬戸中学校の屋内運動場の改修に来年度から着手する予定になっております。

次のページをお開きください。続きまして、4項社会教育費に移ります。2目公民館費で増額が3,437万3,000円なんですけど、この一番の要因は、松島地区公民館改修事業2,439万1,000円、これにつきましても、後ほど説明させていただきます。また、この主な内容には記載をしておりますが、自治公民館活動支援補助事業というのがございます。西彼町、西海町の自治公民館の活動に対する補助事業になりますが、来年度当初予算で464万6,000円、今年度に比べまして167万6,000円の増額ということで計上しております。各自治公民館の活動が、物価高騰等の影響を受けて厳しい状況があるということでご要望がございました。これについて補助単価を見直して、来年度増額する形で計画しております。

次に、3目文化財保護費ですが、周知の埋蔵文化財包蔵地調査事業、2,385万4,000円、これが主な増額の要因になります。これは、西海町で実施する、天久保地区になるんですけど、農業基盤整備事業の前段階の調査になります。本調査ですので期間もかかりますし、実際の事業費も多額になるということですが、やはりこの調査をしないと基盤整備事業が円滑に進まないということで、来年度調査を実施する予定になっております。

次に、5目文化施設管理費ですが、大島文化ホール改修事業1億4,917万9,000円、これが主な増額の要因になります。文化ホールの空調設備が本来の機能を果たしていないということで、そこを改修するというので予定をしているところです。

5ページに移りたいと思います。5項保健体育費、1目保健体育総務費ですが、中学校部活動の地域移行事業381万2,000円。これにつきましては、地域移行を円滑に進めるという観点で、地域クラブ、認定地域クラブの設立であったり、あるいは運営に関する新しい補助制度を設けたいと考えております。また、ここの保健体育総務費のうち、西海市スポーツ協会補助金、ロードレース大会開催費助成事業、そしてスポーツ振興事業（地域振興課分）という記載がありますが、これについては来年度、市長部局で実施する予定をしております。なお、あくまで教育費に予算が計上されておりますので、本日のこの会で説明させていただいているところです。

次、2目体育施設費ですが、新規事業として西彼総合体育館大規模改修事業、そして今年度からの継続として、大瀬戸雪浦運動場暗渠改修事業を、それぞれ記載のとおり計上予定になっております。後ほど内容については説明させていただきます。

3目学校給食費ですが、学校給食費抜本的負担軽減補助事業として6,149万円を計上する予定です。これは平たく言えば、給食費の無償化に係る補助金になります。後ほどまた説明させていただきますと思います。

実質的にこの予算につきましては、5ページ下段に記載をしておりますとおり、人件費等

も含まれてるところになりますので、真水の部分で言えば、18億7,700とんで9万5,000円が、実質的な教育行政にかかる経費という形になります。

次のページをお開きください。6ページ繰越明許費ですが、通常この繰越明許費につきましては、当初予算で計上するというのはまれな内容になります。来年度予定しております大島文化ホール改修事業、これについて、8年度から9年度に繰越をするという形で、当初から計画をさせていただきたいと思っていますところです。具体的な事業の期間、現段階で予定している期間ですが、令和8年に工事に着手して、令和9年の10月まで事業を行うということで計画をしております。その期間的な内訳ですが、本年6月から7月にかけて入札であったり、契約事務を行います。この工事につきましては金額が大きいということで、業者さんが任意で着手時期を決められる余裕期間というものを設定します。それが2か月程度かかります。工事の準備であったり、空調設備の工場での製作期間、そういったところを考え合わせて、実際の文化ホールでの現場の工事自体は、令和9年の4月から10月ぐらいまでを予定しております。この実際の工事期間につきましては、できるだけ利用制限を短縮したいという思いもあるのと、その利用頻度、文化ホールの利用頻度が一番低い期間を設定したというところであります。どうしてもホールの内部については、この工事期間中全面使用ができない形になりますので、このような措置を取らせていただきたいと思います。

近隣の佐世保市のホールにおいても、やはり1年以上ホールが使えないという状況がございますが、できるだけそういったところも対応の参考にさせていただいたんですが、どうしてもこれぐらいの設定をしないと工事がしっかりと行えないということで、当初予算から繰越明許費を設定させていただくということで計画しております。

7ページ以降につきましては各課の新規事業、そして普通建設事業になりますので、これにつきましては各課長から説明をさせていただきたいと思います。

#### ○教育長

教育総務課長。

#### ○教育総務課長

7ページのナンバー1, 2, 3、教育総務課所管になります。まずナンバー1です。西彼北小学校施設等整備事業につきましては、8年度の事業費が1千とんで55万9,000円ということで、概要ですが、西彼北小学校の屋内運動場、体育館について、雨漏りとか、雨漏りによる床の凹凸、こういった症状がもう顕著に見られ、いよいよ改修をする必要があるというところで、8年度は設計委託、9年度、10年度にかけて工事をする予定としております。西彼北小学校につきましては、もう（築後）47年経過しているという状況で、小学校、中学校どこも同じような状況で、結構雨漏りするところもあります。ただ、いっぺんに整備というのはなかなか財政上難しいところがありますので、ここについては症状が重たいところから順次していくような形になるのかなと考えているところです。

次に2番目です。雪浦小学校施設等整備事業、ここについては雪浦小学校の校舎です。築後42年が経過し、外壁や屋上防水に経年劣化が見られるということで、これにつきましては単年度で、事業費が1億4,000とんで74万8,000円と、8年度単年度で設計から工事までやっ

てしまおうという計画であります。まだ設計をしてみないと、どの程度のボリュームになるかわからないんですけども、一応外側外壁屋上、それとトイレの洋式化とLED化を考えているところです。

3番目です。大瀬戸中学校施設等整備事業、ここにつきましては先ほど同様に、大瀬戸中学校の体育館、屋内運動場について、老朽化に伴う改修工事を行うという状況です。これにつきましては、事業費が1千とんで55万9,000円、令和8年度は設計委託と9年度、10年度にかけて改修工事を行う予定にしております。先ほどの西彼北小学校と、大瀬戸中学校の事業費、設計は同じなんですけども、工事費については、設計して面積によって変わったり、構造によって事業費が変わったり、工事をするときにはなっていくしますので、この辺につきましては、また来年以降の予算のときにご説明申し上げたいと思っております。

すいません、新規事業で先ほど2ページ、申し訳ないですが戻っていただいて2ページ事務局費の、西海市あらかぶ奨学金貸付基金積立金というところが出てきたと思いますけど、これは積立金なんですけど、これ、もともと何かといいますと、もともと西海市奨学金の制度がありました。その奨学金制度を改めようとしております。名称から改めようとしておまして、今までの奨学金につきましては、経済的理由によって就学が困難な人に貸付けて支援をしようというのが奨学金のもともとの制度なんですけども、これに人口減少対策ということで、返還額の免除をすでに設けております。これが現状では最大55%の免除になっております。これを15%上積みして、70%の免除ができないかというところで改正を予定しているところです。この15%の部分っていうのは、当然市の負担になってくるわけなんですけども、その上積みした部分を市内に限らないんですけども、寄附を募ってその15%部分の財源に充てようと考えております。市内企業、もしかしたら市外からの寄附もあるかもしれませんけども、そういったものを財源として制度を充実させようとしております。また、ここにつきましては、後で議案で出てきます改正のほうで、また説明をさせていただければなと思っております。以上です。

#### ○教育長

続けて学校教育課長。

#### ○学校教育課長

4番の学校給食費抜本的負担軽減補助事業について説明いたします。事業の概要は、子育て支援に取り組むため、国から交付される給食費負担軽減交付金等を活用し、児童分について保護者の給食費負担軽減を図るものです。児童分としておりますので、対象となるのは小学校となります。6,149万の根拠ですけども、これは、ひと月当たり、1人、給食費を5,200円として11か月掛ける児童数1,075人を掛けて計算したものになります。以上です。

#### ○教育長

次、社会教育課長。

#### ○社会教育課長

それでは社会教育課の分につきましてご説明申し上げます。まず5番目でございます。大島文化ホールの改修事業でございますけれども、先ほど田口次長からも話がありましたとおり、大島文化ホール、築後29年が経過しておりまして、現在、空調設備等々の故障が頻繁に発生している状況でございます。その部分の改修を行うということになっております。今年度設計をして、次年度改修工事という予定をしておるところです。先ほどもお話しさせていただきましたとおり、当初予算に計上して、それと同時に繰越明許費も計上し、令和9年度の10月ぐらいをめどに、最終的に改修完了という運びを考えておるところでございます。

続きまして8ページでございます。ナンバー6になりますが、西彼総合体育館の大規模改修事業でございます。こちらにつきましては、来年度、9年度の2か年事業で計画しております。こちら西彼総合体育館につきましても、経年劣化が著しく、雨漏りでありますとか、空調、あるいはアリーナのフロア自体の不具合が生じております。そこで、利用者の方々の安全面を考慮しますと、やはり改修が必要という判断をしまして、来年度、令和8年度につきましては設計委託を組ませていただき、令和9年度に改修を予定しております。こちら2か年事業になる予定です。

最後7番でございます。大瀬戸雪浦運動場の暗渠改修事業ということで、こちらは大瀬戸の雪浦地区、雪浦運動場の前に駐車場がございます。この道路下の部分に暗渠が入っておりますが、こちらが塩害等々によりかなり老朽化しておりまして、爆裂のおそれがあるということもございまして、近年、埼玉県でも陥没の事故等々もございましたので、こちらの改修を行うということでございます。こちらにつきましては、今年度設計委託を組ませていただいておりますので、次年度の改修工事で暗渠の改修工事を行う予定にしております。社会教育課からは以上でございます。

#### ○教育長

ただいま、議案第6号の説明がありましたけれども、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

#### ○北島委員

ちょっと表の見方の説明をお願いしたいんですが、1表、2表、関連資料とあって、特にちょっと混乱してんのが、大島文化ホールの改修事業で、1表にここで上がってるのが1億4,917万9,000円が上がってて、2表の方で追加となっていて、146,279（千円）が上がってるんですね。ということは、これイコールではないということで追加されるのか。つまり明許ですので、7年度から8年度にこれが繰越しされたという意味でこれがあるのか。最後、その関連資料のところ、社会教育課のところと同じく文化ホール改修事業があって、これは今度また146,278（千円）。事業費ともこれ1,000円違うんですね。ということで、そのちょっと混乱があるんで、その説明をお願いしたいということと、あわせて他のところは今説明がありましたけれども、10年度事業とか9年度事業とかあるんですが、文化ホールは9年度までって言われてるんですが、関連資料のほうでは8年度終了っていうところ。この辺の整合性とか、資料の関係性を教えていただけますか。数字の違いも含めてですね。

○教育長  
教育次長。

○教育次長

まず数字の相違の部分、1表と2表の違いというのが、これに係る職員人件費を全体の事業費としては290万ほどみております。人件費につきましては基本的に繰越を行わないということで、その差額につきましては職員人件費というとらえをしていただいてよろしいでしょうか。ですので、1表のほうが、190万多いという形ですね。

1表と2表の違いはそういった理由になります。次に、普通建設事業一覧との差額、1,000円違うっていうのは、申し訳ございません、誤りでございます。事業期間ですけれども、これにつきましては、当初予算から繰越明許費として計上しますので、申し訳ございません、7ページのところ、7年から9年、9年に訂正をしていただいて、ご審議していただければと思っております。通常であれば、当該年度当初予算に繰越明許費としては上げないので、通常であれば7から8という形になるんですが、当初から計画をしておりますので、8を9に訂正をしていただくということでよろしくお願いいたします。

○教育長

さっきの1,000円違うというのは、第2表が正しいんですかね。

○北島委員

290万の違いだったら1表と2表は整合している。だから資料が千円違う。これって、小数点を自動計算したらこんなこともありうるんですよ。でも、本当はおんなじ数字なんだろうと思うんですけど。

○教育長

ちょっと時間がかかるようだったら、後で計算してもらって報告してもらっていいですか。はい、他に質疑はございませんか。武宮委員どうぞ。

○武宮委員

5ページの5項1目の中学校部活動の地域移行事業についてですが、これ部活動が地域移行していくということが進めば、それなりに保護者の負担が増えるんじゃないかっていう声があって、例えば移動であったりとか、あるいは会費であったりというところで、先ほどの説明では設立や運営に関する金額ということでお話しいただきましたが、その辺を運営についてどの辺までみておられるのかっていうのを、もう少し教えていただければと思います。

○教育長

社会教育会課ですかね。社会教育課長。

○社会教育課長

今回の部活動地域移行にかかる補助金につきましては、地域クラブ設立に対しての補助金ということで、今委員がおっしゃられた保護者の負担でありますとか、そういったところの部分までは組込まれておりません。例えば、各地域クラブの指導者、コーチになると、資格取得が必要な競技ですとか、設立に伴う費用、例えば備品ですとか、そういったところに対する補助金と位置付けております。また、実際の部員数によって単価を掛けて支出するという形にしておりますので、保護者さんの負担分についての補助というようなメニューは、今来年度の分については計上していない状況です。

○武宮委員

ありがとうございます。家庭の経済状況とかで、子どもたちがやりたいことができないという状況にならないことを願って、またご検討いただければと思います。以上です。

○教育長

はい。よろしいでしょうか。じゃあ、続けて矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

7ページの学校教育課の給食の無償化ということで、ちょっと確認なんですけども。これは、令和8年の4月から無償化ということでよかったんでしょうか。長崎市とかも今年度4月から、公立小学校は無償化ということでいわれてますけれども、その確認をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

小学校は、本年4月から無償化することで考えております。ただ、国会の審議が、来年度当初予算が4月以降にずれ込む可能性が大きくなっております。それに対する全体的な国の対応というのがまだ示されておられませんので、はっきりと4月から実施しますということなかなか言えない状況もありますが、実際の動きとしては、4月から無償化せざるを得ないという形になっております。ですので、もし国の予算の執行がこういった形に、今後4月1日以降に予算の成立がずれ込んだ場合、どういうふうになるのかというのは注意深くみていかざるを得ないのかなと考えているところです。

○教育長

よろしいですか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

私もその給食費のことで思ってたんですけど、今ほどご説明いただいたように、国の予算のことに関わるということは理解できました。今朝でしたかね、佐世保市は中学校まで無償

化するというような、多分ほぼ保護者の関心っていうのはとても大きいところじゃないかなと思っています。また、長崎とか佐世保の、大都市の状況とあわせて西海市の子どもたちの状況っていうのを考えると、この交付金の活用というところでいくと、西海市においては中学校までは考えられなかったっていうのか、その辺りの状況というか、お聞かせいただければ、何か私も聞かれたときも説明もできるかなと思いますけども。

○教育長

教育次長。

○教育次長

予算書の5ページを再度お開きいただいてよろしいでしょうか。学校給食費の給食費に関わる補助事業ですけれども、学校給食費助成事業、これは従来からやっております第3子以降を無償化にするという内容になっております。それと、学校給食物価高騰対策食材費補助事業、これについては給食費を価格の改定をせずに据え置いております。ですので、本来はもう少し負担をすべきところを、例えば中学生であっても負担を据え置いているというところで補助を行っているところです。本日の長崎新聞の記事で、佐世保市は小・中無償化するということがあったかと思うんですが、他の島原市だったですかね、他の都市については、中学校についてはそういった全額の補助ではなくて、一部の補助という形でやるという報道発表等も出ておりますので、西海市も同様の対応をさせていただくと、まるまるその負担をしていただくというわけではなくて、一定の補助はさせていただくということで計画しているところです。

○教育長

参考までに、今中学校まで無償化を打ち出している市町というか、市でいいんですけども、どこですかね。今、佐世保市っていうのはあったんですけど。

○教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

詳細についてはちょっと調べて、後ほど回答させていただきます。

○教育長

はい。他にございませんか。北島委員どうぞ。

○北島委員

あらかぶ奨学金のことでお伺いしたいんですけども、教育長の報告でも十八親和（銀行）さんにですかね、寄附の願いをされたということですが、最近ガバメントクラファンというのがあると聞いております。例えば、本当に西海市の様々な特産品ですとか、工芸品です

とか、そういったところをふるさと納税にかけながらですね、最近工芸品でも、うちのすぐ近くの山崎マークさんがデザイン賞を取られてましたけども、あれって、海外にしか売れていかないらしいんですよ。それぐらいクオリティが高いらしいんですけど。そういったものを生かしながら、これ本当に西海市で育つ子どもたちにとって、また、育成にとって非常にいい試みだと思うんで、そういったクラファンに乗っかっていってもいいのかなともちょっと感じたんですけども、そういったご検討とかされてらっしゃるのかなと。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

具体的にはそこまではまだ現時点では（検討）しておりませんが、やはり若い方たちが地元に残るような政策ということで、ここで企業さん等々からの寄附をいただくという場合に、この制度が持続的に、制度としてずっと成り立っていくためには、やはりその寄附っていうものをどうやって確保するかというところは研究をしていかなければならないと。

例えば、今さっきありましたように十八親和銀行さんあたりなんか、やっぱり市内企業との関わりがあるかと思しますので、そういったところにPRもお願いしつつ、うちから直接、うちも当然PRをしていくわけですけども、できる限り協力いただけるような、PRを進めていきたいと思っております。

○北島委員

クラファンは検討されてないんですかっていう質問だったんですけども。

○教育総務課長

今のところしておりません。

○北島委員

そういう手もありかなと思います。

○教育長

基本的にその趣旨の1つとして、地元企業さんの立場から言えば、人材確保、地元に残って自分の会社に入って欲しいという趣旨がありますんで、広く一般の方に寄附を募るという考えもあるんでしょうけども、毎年地元の企業に何人か残って欲しい。そのために奨学金の援助をしてくださいという趣旨があるものですから、基本的にはそういう形になりました。他にございませんか。はい、よろしいでしょうか。

（質疑なし）

それでは質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議

ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第6号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和8年度教育費予算)」は、原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第7号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」

○教育長

議案第7号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)です。本議案の提案理由ですが、令和8年第1回西海市議会定例会に西海市長が提案予定の、西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文につきましては、1ページの下段に記載しております。

まず、この条例改正については、改正のポイント8ページを開いていただいでよろしいでしょうか。ポイント1として、今回の改正の理由をまとめております。本市の学校医及び学校歯科医の報酬額については、県内他自治体と比較しても低く、また、西彼杵医師会、西彼歯科医師会管内においても、長与町・時津町より本市報酬額が低いこともあり、現学校医から地域間で格差のない報酬額の設定を求める声がこれまで上がってきております。医師や歯科医師の高齢化が進む中で、今後も継続して学校医等を確保していくためには、長与町・時津町の報酬額と同様の算定方法へ改正を行い、西彼杵医師会と西彼歯科医師会管轄下における報酬額の統一を図るとともに、同一地区内の不均衡を是正するため改正を行うというものです。

8ページ下段には、近隣市町の学校医の報酬の状況をまとめております。9ページに今回の改正の内容をまとめております。上に現行の報酬額の表、下に改正案ということでまとめているところです。これまで、児童生徒の人数の段階に応じた設定をしていたところですが、先ほど来ご説明しているように、長与町・時津町の報酬額と揃えたという形になります。なお、本改正条例については、本年4月1日から施行する内容になっております。

2ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。2ページが改正条例の案になります。

2ページから4ページですね。5ページ以降が新旧対照表になっておりまして、第3条において、第3項で用語の定義等も若干改正をさせていただいております。これは国家公務員の取扱いに準じるような形の変更をかけた形になります。

6ページから7ページについてが、学校医等の報酬額の表になります。なお、今回の改正に合わせて、市立幼保連携型認定こども園、そして市立の保育所の学校医等の報酬額については削除するという改正もあわせて行う予定になっております。提案理由につきまして以上でございます。

#### ○教育長

ただいま、議案7号の説明がありました。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第7号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第8号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について）」

#### ○教育長

日程第4、議案第8号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

#### ○教育長

教育次長。

#### ○教育次長

議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について）です。本議案の提案理由ですが、令和8年第1回西海市議会定例会に西海市長が提案予定の、西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文につきましては、下段のほうに記載をしております。

まず8ページ、条例改正のポイントをご覧ください。よろしいでしょうか。ポイント

ト1として、今回の改正の主な目的を記載しております。改正の主たる目的につきましては、これまでの基金の設置目的の1つである、若者の本市への定住促進に加え、市内事業所等への人材確保を促進することを目指すもので、基金の名称を本市のシンボルである定着魚あらかぶを冠した、あらかぶ奨学金貸付基金とします。このため、条例第18条において免除要件を追加したほか、財源として事業所又は個人からの寄附金を基金に積立てるための条文を第3条に追加しております。

ポイント2、返還免除の拡充。現行条例に基づく返還免除は、5年以上西海市に継続して住民登録をしているものに対し、最大55%の免除を行うこととしております。今回新たに市内事業所等への就労要件を設け、住民登録かつ市内事業所等へ就業した時点から最大70%まで免除を行うよう拡充を図ります。施行期日につきましては、本年4月1日から施行する予定になっております。

今回の条例改正に伴って、制度が改まるというところで、2つの制度をどういう形で適用させていくのかというところを附則でうたっております。準備行為及び経過措置というところですね。この条例の施行前でも奨学金の貸付の申請、その他この条例の施行のため準備行為を行うことができるように規定をしております。また、改正前の現行条例により貸付の決定を受けた奨学金についても、新条例による返還免除の対象となるような規定を設けております。ただし、この条例の施行前にすでに一部または全部の返還を終えた部分の奨学金については、新条例の第18条、これは返還免除の規定ですね。第18条の規定をさかのぼって適用しないこととしております。

新条例18条の返還免除の適用イメージを列記させていただいております。施行日以降に貸付決定を受けた奨学金については、70%の免除になります。施行日前に貸付決定を受けた奨学金で、返還開始前のもについても同様です。施行日前に貸付決定を受けた奨学金で、すでに返還中のものにあつて、施行日以降、今年の4月1日以降に返還の期日を迎えるものも対象になります。例えば、施行日前において、奨学金の9割を返還済である場合は、残債である1割の奨学金が免除の対象になるという形になります。

次に、2ページからが改正条例の内容になりますが、これにつきましては5ページ以降の新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。まず、基金の名称を変えております。西海市奨学資金という名称から、西海市あらかぶ奨学金という名称に変えております。第1条ですが、市内事業所等の人材確保という設置目的を新たに追加しております。第2条定義規定で、第4号に市内事業所等というのはどういったものかというのを追加しております。第3条、基金への積立てに係る部分ですけれども、次のページに2号として、基金に積立てるものとして、指定された寄附金の額を新たに追加しております。11条が奨学生選考委員会に係る規定になりますが、実際の委員の所属等の名称は若干変更しているところですが、新たに市の交通対策担当職員についても入っていただくような形で考えております。これについては、例えばバスであったり、あるいは船であったり、そういったところの職員についても対象にするということで、市の担当部署である交通対策の担当職員についても参加をしていただくということで予定をしております。

今回の改正の一番メインになるところが、第18条の免除規定になります。ここについては、旧条例で次の各号のいずれにも該当するときは、貸付けた奨学金は返還免除としていた

ところ、左のような形で改正をするということで、次の各号のうち、第1号または第2号のいずれかに該当し、1号2号というのが継続して西海市に住所を有すること、就労しているということです。いずれかに該当し、かつ3号4号、3号については、奨学金の返還を遅滞なくしていること、4号は市税を滞納していないということ、両方とも該当する場合には、貸付けた奨学金を免除する。ただし、その第2号に該当して、第2号、要は就労要件に該当して免除を受ける場合の、免除の上限額につきましては、7割と、要は70%免除するという規定にしております。もう1つ、第3項を追加して、前項の規定により免除の決定を取消された場合において、再度第1項に規定する要件、免除要件をもし具備するような形になったとしても、免除はしないという規定を追加しているところです。

条例改正の内容については以上ですが、全体的なこの新たな制度のイメージを、改めて別紙の資料で教育総務課長から説明させていただきたいと思います。

#### ○教育総務課長

カラーで1枚もの、これはあくまでもイメージということでとらえていただければと思っております。概略は先ほどありましたので、真ん中の現行制度、これ西海市に住民登録をされて、免除の発動は5年連続して住民登録がある時点から免除の対象になってきます。現行は学校を卒業して、5年間は連続して住民登録の必要がありますよということは、6年目から引き続き住民登録があれば、最大55%の免除が受けられる。

今回新たに免除規定を設けた下のところですけども、免除拡充というところで、西海市に住民登録かつ市内事業所等に就職、就業した場合、免除の発動は住民登録かつ市内事業所へ就業した時点で、これにつきましては、卒業してからもう1年目から全額免除をするということで70%、最長の10年で皆さん返還しておりますので、大体7年間はずっと免除、8年目からは返還をしていただくと、トータル70%免除ということになります。

先ほどの寄附の部分については、この図にありますとおり、拡充免除15%、この部分に企業様方からの寄附を充てたいという制度のつくりになっております。説明は以上です。

#### ○教育長

ただいま、議案第8号の説明がありました。質疑はありますか。はい、武宮委員どうぞ。

#### ○武宮委員

ご説明ありがとうございました。この改正の内容については、とてもいい内容ではなかったかなと思います。その上で、名称なんですけど、ちょっとあらかぶってというのが、私初めて聞いたときちょっとイメージがしにくかったというか、その辺については、こう課内で何か、これがよかったという意見が多かったのかどうかというのを聞きたいのと、あとは、奨学金の利用状況っていうのは今年度どうなってるかっていうのを教えてください。

#### ○教育長

2点ありましたけど。教育総務課長。

○教育総務課長

この名称につきましては、やはり若者が地元根付く、定着するという意味で、西海市のシンボルの魚もあらかぶと指定されております。そこになぞらえて、名称をあらかぶというものを使ったというところです。

基金の運用状況はちょっと確認させてください。

○教育長

他にございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第8号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第9号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例の制定について）」

○教育長

日程第5、議案第9号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長

○教育次長

議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例の制定について）です。本案の提案理由ですが、令和8年第1回西海市議会定例会に西海市長が提案予定の、西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨、申し出ようとするものです。参考条文につきましては、下段に記載をしております。

この議案につきましても、まずは8ページ、条例制定のポイントをご覧いただきたいと思います。制定の目的ですが、西海市大瀬戸町に所在する国指定市指定史跡ホゲット石

鍋製作遺跡の本質的価値とその構成要素を明確にし、保存と活用の基本方針となる保存活用計画、これにつきましては、令和6年3月に策定済みなのですが、この計画の実施に向け、遺跡の調査、整備、保存及び活用の具体的方策を調査審議する委員会を設置するというものです。

次にポイント2、委員会の構成員及び検討の期間ですが、考古学、地質学、防災工学の学識経験者、遺跡の所在する地域の代表者及び関係する行政機関の職員で構成する、10人以内の委員に2年間検討いただく予定であります。なお、必要に応じて先ほどの委員とは別に、10人以内の特別委員を置けるように規定をしております。

次にポイント3、分科会の設置ですが、本委員会においては、文化財の保存及び活用に関する事項について、専門的かつ具体的な検討を行う必要があることから、必要に応じて分科会を設置することができるような規定を設けております。分科会につきましては、特定の事項について集中的に審議を行い、その結果を委員会に報告するものとし、委員会の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的としております。

ポイント4として、条例の施行時期等をまとめております。この条例につきましては本年4月1日から施行する予定にしております。なお、西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条例につきましては、遺跡の保存と活用の基本方針を策定するという委員会の設置目的を完了しておりますので、この条例制定に合わせて、廃止をする予定にしております。

2ページからが条例の制定案になります。6ページを開いていただいでよろしいでしょうか。新旧対照表になります。新旧対照表には、本条例の制定に合わせた西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容を掲載しております。旧条例で廃止予定の保存活用計画策定委員会の委員長及び委員、これを今回制定する遺跡活用委員会の委員長及び委員、分科会長及び分科会の委員、特別委員等の報酬額の規定に改めるような改正もあわせて行う予定にしております。提案理由につきましては以上でございます。

#### ○教育長

ただいま、議案第9号の説明がありました。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第9号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例の制定について)」は、原案のとおり可決されました。

【日程第6】議案第10号 西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について

#### ○教育長

日程第6、議案第10号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定についてです。本議案の提案理由ですが、西海市学力向上スーパーバイザー設置規程の廃止、西海市債権管理条例の改正、申請等に係る押印の省略、連帯保証人の取扱い及びその他様式の変更のため、当該規則における所要の改正を行うというものです。

これにつきましても18ページ、改正のポイントをご覧になっていただければよろしいでしょうか。まず、今回の改正の主な内容を1としてまとめております。その中の1つとして、西海市学力向上スーパーバイザー設置規程の廃止に伴い、入居資格からスーパーバイザーを削除するという内容。それと、手続きの簡素化及び事務の効率化を図るため、連帯保証人に関する取扱いを改めるとともに、申請等の様式から押印を省略するため、印を削除しております。また、西海市債権管理条例の改正に伴う、督促事務手数料等の改正に係る部分の文言の削除を行います。また、これまでの条文及び様式の見直しに加え、今回の改正による変更を反映して、適切な条文及び様式に改めるという内容になっております。連帯保証に関する条文の改正につきましては、資料にまとめておりとなっております。なお、この改正規則の施行時期につきましては、本年3月1日から施行する予定にしております。

教職員の人事異動が発令されて、今年の春から実際そういった入退きの事務が出てきますので、3月1日から施行して、改正後の規則で対応させていただくという取扱いを予定しているところです。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第10号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第10号「西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第7】議案第11号「西海市立江島中学校の休校について」

○教育長

日程第7、議案第11号「西海市立江島中学校の休校について」を議題といたします。提案

理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

西海市立江島中学校の休校についてです。本議案の提案理由ですが、西海市立江島中学校には、本年1月末現在、3年生男子生徒が1名在籍しておりますが、3月に卒業し、生徒が不在となることから休校とするものです。なお、江島小学校も休校中であり、かつ転入学の予定もないことから、令和8年度から令和12年度までの5年間を休校しようとするものです。

裏面2ページをお開きください。これにつきましては、住民基本台帳のデータを掲載しております。実際、令和12年度まで見込んでも、まだ該当する児童生徒が見込めない、現段階ではそういった状況になっております。

また、これまでの離島部の小中学校の休校復校の経緯を3ページにまとめておりますので、参考としてご覧になっていただきたいと思っております。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第11号の説明がありました。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第11号「西海市立江島中学校の休校について」は原案のとおり可決されました。

【日程第8】議案第12号「西海市教育委員会事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第8、議案第12号「西海市教育委員会事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

西海市教育委員会事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。本議案の提案理由ですが、令和7年度末をもって江島中学校を休校することに伴い、休校期間中の学校施設の管理等について、江島出張所を統括する崎戸総合支所長に補助執行させることについて、当該規則における所要の改正をしようとするものです。これにつきましても6ページ、改正のポイントをご覧になっていただきたいと思います。

ポイント1、今回の改正の理由ですが、先ほどの提案理由と同様の理由になります。ポイント2、今回の改正の内容です。まず1、補助執行させる事務の追加及び廃止としてまとめております。江島小学校、平島小学校、江島中学校及び平島中学校の管理等に関することを追加しております。(2)として、江島学校給食共同調理場の管理等に関することも追加しております。(3)として、江島地区に設置された市立小中学校の用務員の業務の一部に関するものを削除しております。

大きな2つ目として、補助執行させる事務の列記順の整理させていただいております。公の施設の設置条例の区分に従い、施設名等を整理しております。

なお、この規則の改正施行時期ですが、本年4月1日から施行する予定になっております。改正規則、そして新旧対照表の説明については省略させていただきます。提案理由については以上でございます。

#### ○教育長

ただいま、議案第12号の説明がありました。質疑はありませんか。谷口委員どうぞ。

#### ○谷口委員

すいません、お尋ねということになるかと思うんですけど、平島もそうだったと思うんですが、平島についても江島についても、校舎が何年か前に建て替えられて、地域のいわゆる社会教育の施設関連も含めて、図書館の整備とか、その他の教室の整備もなされていたのかなと思いますが、今後、児童生徒がいなくなって休校となった場合、その管理は支所が行うということですけど、地域の人がそれを使うとか、そういう活用の仕方っていうのは、実際、平島についてできているのか。また、今後江島についてもできるのか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

#### ○教育長

教育次長。

#### ○教育次長

まず平島の小中学校なんですけど、これについては、平島地区の公民館が校舎の中に入ります。今年度から来年度にかけて、平島地区の公共施設の複合化事業というのをやっております。学校施設に公民館が入っていると先ほどご説明したように、診療所の施設についても学校の中に入る、一部増築をするんですけど、そこに入るということで、やはりその公共施設が平島地区での拠点という形ですので、そういった図書館にしる、教室にしる、地区の方が利用しやすいような形の環境整備に努めていきたいと思っておりますし、それについては出

張所の職員とも、十分な打ち合わせをさせていただいておりますので、できるだけ休校になっても施設を使っていたらいたほうが、施設の管理上はいいところがありますので、そうさせていただきます。

江島中学校の休校に当たり、地区の区長さん方に集まっていただいて、今後の施設の管理であったり、あるいはその活用といったところの話を先日させていただいたところです。通常は出張所のほうで管理をしていただくんですが、1つ、ちょうど図書室でその打ち合わせをしたところもあるんですが、児童生徒が読むような本が結構あるんですね。そういったところで大人が読んでも十分な、耐えうるような内容の本もありますので、逆にできるだけ施設を使っていたらいたきたいと、こちらの方は打診をさせていただいたところです。

地域からの要望として、特に台風が接近をしたりとかすれば、やはり避難所として公共施設というのが、離島地区は脆弱な部分があります。そういった部分で、避難所としては使えるのかっていう話在实际ありました。それについては、最終的にこちらのほうで現状を把握できないところもありますので、出張所で判断をしていただいて、学校の校舎の中でも避難所として運営していただくのは全然構わないということでお答えをさせていただいたところです。ですので、やはり教育であったり、あるいは離島では文化の拠点になるような施設になりますので、その有効活用については、今後も引き続き地域の方のご意見もいただきながら進めていきたいと思っていますところです。

○教育長

よろしいでしょうか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

関連しての情報提供なんですけども、今、包括支援課の方で生活支援体制整備事業っていうのをやってまして、江島、平島の皆さんも毎回オンラインで参加していただいているんですね。集まる場所はそういったところで、最近、すいませんちょっと平島か江島かちょっとうる覚えなんですけども、どちらかが手芸を皆さんで集まってやりたいっていうのが始まって、今年度から、月1回だったのが、今すでに週1回で集まってらっしゃるっていうことなんで、すごくやっぱり地域の助け合いの創出っていう場にも、拠点として使っていたらいたるようです。

○教育長

はい、他ございませんか。よろしいですか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第12号「西海市教育委員会事務補助執行に関する規則

の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第9】議案第13号「西海市学力向上スーパーバイザー設置規程を廃止する訓令の制定について」

○教育長

日程第9、議案第13号「西海市学力向上スーパーバイザー設置規程を廃止する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

西海市学力向上スーパーバイザー設置規程を廃止する訓令の制定についてです。本議案の提案理由ですが、本規定に基づき、実施をしておりました学力向上事業が廃止されたため、規定を廃止するという内容になっております。なお、廃止につきましては本年3月1日廃止ということと考えております。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第13号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第13号「西海市学力向上スーパーバイザー設置規程を廃止する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○教育総務課長

教育長、すいません。

○教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

第6号議案で、北島委員から(指摘のあった)数字の不整合のところの修正をお願いしたいと思います。議案第6号の7ページになります。横の表の一番下、大島文化ホール改修事業、全体事業費、7ページの全体事業費が150,617(千円)としているところが、153,518(千円)、1億5,351万8,000円。次に8年度の事業費、146,278(千円)としているところ

が、149,179（千円）、1億4,917万9,000円ということで訂正をお願いいたします。

あと1つ、先ほど武宮委員さんからありました奨学金の状況なんですけども、現在返済中の方が70名、55%の免除を受けている方が3名、現在貸付中の方が33名となっています。以上のような状況です。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

6号に関わって、給食の無償化、中学校で無償化をしている自治体について教育長さんからのお尋ねがあったんですが、確認しましたところ、21市町のうち9自治体となっています。内訳としては、諫早、大村、雲仙そして松浦、それから東彼杵町、川棚町、波佐見町、東彼3町ですね。それから佐々町、そして今回新聞報道があった佐世保市ということになります。以上です。

○教育長

3つだけだったですね、積み残しは。

【日程第10】議案第14号「令和8年度教職員人事異動について」

○教育長

続きまして、日程第10、議案第14号「令和8年度教職員人事異動について」を議題といたします。なお、議案第14号は、人事に関する案件です。会議を非公開としたいと思しますので、議案の説明に入る前に非公開とすることについてお諮りします。このことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び西海市教育委員会会議規則第12条の規定によって、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とし、討論を行わないでその可否を決定することとなっています。

それでは、会議の非公開について採決をします。採決は挙手によって行います。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（委員挙手）

ただいまの賛成者は4名です。出席委員の3分の2以上の賛成を得たものと認めます。よって、議案第14号は非公開とすることに決定しました。

それでは、委員及び議案説明者以外の退席を求めます。ここで暫時休憩します。

（非公開につき議事内容未掲載）

○教育長

それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

以上で本日の議事はすべて終了しました。その他について、事務局から諸報告をお願いします。

(資料により報告)

○教育長

ただいま各課から報告がありましたけども、委員の皆様方から何かございますか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

それでは、以上で本日の定例教育委員会を閉会します。長時間にわたりありがとうございました。お疲れさまでした。(午後3時08分閉会)

署名

令和 年 月 日

教育委員

---

教育委員

---

職員

---

